



2018
OCTOBER

10月は「土地月間」です

一定面積以上の大規模な土地売買等の契約を締結したときは、国土利用計画法に基づき、契約後2週間以内に譲受人(買主)が届け出る必要があります。

- 届出が必要な書類
- ・都市計画区域内 5千㎡以上
- ・都市計画区域外 1万㎡以上

※一段の土地取引は個々の面積が小さくても買主が権利を取得する土地の合計が右記の面積以上になる場合には届出が必要です。

問合せ

役場まちづくり推進課
☎82・0111

10月は「不正軽油

防止強化月間」です

檜山振興局では、不正軽油の撲滅に向けた取り組みを強化していきます。

不審な軽油の売込みや軽油の密造など、不正軽油に関する情報がありましたらご連絡ください。

「不正軽油ストップ110番」

問合せ フリーアクセス
☎0800・8002・110

すずらん無料法律相談会のお知らせ(予約制)

弁護士による無料法律相談会が実施されます。何かお困りのことで弁護士にご相談されたい方は是非ご利用下さい。

- 日時 11月20日(火) 午後1時〜午後4時(1人30分)
- 場所 今金町民センター
- 1階小会議室A

●相談例 借金・離婚・相続に関する問題、悪徳商法、ご近所トラブル、貸借(土地・アパート等)、交通事故、労災、刑事事件

問合せ・予約先

役場総務財政課
☎82・0111

※予約受付は11月16日(金)まで予約のない場合でも当日相談を受け付けますが、予約された方が優先となります。

人材開発センター
10月の講習会・受講者募集

人材開発センターでは、次のとおり講習会を開催いたします。

◎パソコン初心者講習

実施日 10月23日〜26日
18時30分〜20時30分

申込期限 10月12日
受講料 6,000円
定員 10名

問合せ

一般社団法人 檜山地域人材開発センター
☎0139・52・0160



総務省・北海道・今金町

ストップ!消費者問題

電話で健康に関する話題を持ちかけ、訪問してきた営業員から、高額な家庭用電気治療器具の購入を勧められたという相談が寄せられています。商品を販売するという目的を隠して健康相談をしたり、器具を試させたりしながら近づいてくる事業者もいますので注意が必要です。

このような電話やメールが来たら、相手にせず、電話を切るか、家族の人に相談するか、役場や交番に連絡して下さい。

今金町は引き続き消費者行政の維持・強化に努めてまいります。

問合せ

・せたな警察署今金交番 ☎82-0435
・役場まちづくり推進課 ☎82-0111

法テラス八雲通信

平成30年北海道胆振東部地震

平成30年9月6日、北海道胆振東部地震が発生しました。被災された皆様にご心よりお見舞い申し上げます。北海道の一日も早い復興を願い、私も微力ながらお力添えをできればと思っています。

■地震に伴う行政給付・手続や法律問題として、以下のようなものが考えられます。

■生活用品の調達、救援のための費用

平成30年北海道胆振東部地震では179の市町村(9月6日現在)に災害救助法施行令第1条第1項第4号の適用が決定しております。これにより、「収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与」、「炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給」、「被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与」、「医療及び助産」、「災害にかかった者の救出」、「災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去」、「災害にかかった住宅の応急修理」、「生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与」、「学用品の給与」等の国の支援が考えられます。

■住宅の被害認定と罹災証明書の発行

自然災害により住宅に発生した被害を、自治体に認定してもらい、その証明書を発行してもらうことがで

きます。この証明書のことを罹災証明書といいます。

罹災証明書を発行してもらくと、税金、国民健康保険料の減免や被災者生活再建支援金の給付などの公的支援を受けることができます。また罹災証明書があれば加入している保険の保険金申請に利用することができます。保険の適用について争いが生じた場合には弁護士にご相談下さい。

■自然災害被災者債務整理ガイドライン

自然災害により住宅ローンや債務の支払いが難しくなった場合、災害救助法の適用される地域にお住まいの方については、倒産処理手続等とは異なる「自然災害被災者債務整理ガイドライン」を利用することができる可能性があります。

■その他にも、被災して出勤が困難になったなどの雇用に関する問題等、多種多様な法律問題の発生が考えられます。

■当事務所では、今回紹介した各制度や手続に関する相談をはじめ各種法律相談を受け付けています。一定の資力要件を満たす方は、3回まで無料の法律相談をすることもできます。少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所(050-3383-8366)」まで相談予約のお電話をお寄せください。

法テラス八雲法律事務所 弁護士 坪井 清隆
☎050-3383-8366

日本一の「今金男爵」を守ろう!!

ジャガイモシストセンチュウの拡散防止には町民の皆様のご理解とご協力が必要です。

今金町農業協同組合
今金町農林振興課

目指せ車いす!

リングプル回収事業

- 現在ストック量…645kg
車いす交換まであと55kg
※700kgで車いす一台と交換できます
今金町社会福祉協議会

納期のお知らせ

固定資産税 第3期

国民健康保険税 第4期

の納期限は10月31日(水)です。税務住民課では納税相談に応じています。お気軽にご相談ください。《役場税務住民課課税収納グループ》 ☎82-0111

ゆかりの方にPRください〜ふるさと納税〜

たくさんの期待や思いをお待ちしております。皆さんのお知り合いに、是非、ご紹介ください。

■平成30年度現在 291件 239万3,000円

8月末現在の情報です。
※詳しくは、役場総務財政課総務グループ又はホームページへ

「必ずチェック 最低賃金!」
使用者も、労働者も!

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業者で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金が次の通り改定されます。

最低賃金金額 835円
※平成30年10月1日発効

問合せ

厚生労働省 北海道労働局
労働基準部賃金室最低賃金係
☎011-709-2311(内線3533)

特別行政相談所の開設

毎日の暮らしの中で、国の役所や公団等が行っている仕事やその手続き、サービスについて困っていること、納得できないこと、こうしてほしいなど、住民の皆さんから苦情や意見・要望等の相談をお聞きするため、下記の日時で特設行政相談所を開設いたしますので、お気軽に相談ください。

と き 平成30年10月11日(木)
午後1時～午後3時まで
と ころ あったからんど いちいの間(和室)
相 談 員 今金町行政相談委員 大倉紀子氏
相 談 内 容 道路、年金、福祉、郵便・貯金、消費者問題、雇用保険、登記、役場の窓口サービス等

◆◆◆ 相談は無料です。秘密は守ります。 ◆◆◆

10月15日(月)～21日(日)は「行政相談週間」です

同時開催：特設人権困りごと心配ごと相談所

と き 平成30年10月11日(木)
午後1時～午後3時まで
と ころ あったからんど いちいの間(和室)
相 談 員 今金町人権擁護委員 大谷長皓氏、阿知波一道氏、岩坂龍子氏、伊藤恵津子氏
相 談 内 容 いじめ、体罰、家庭内いざこざ、借地借家、不動産、相隣関係等の身近な法律問題や心配ごと。

◆◆◆ 相談は無料です。秘密は守ります。 ◆◆◆

北海道を、あなたの町を、赤い羽根でつなごう

赤い羽根共同募金運動は社会福祉法に規定され、毎年10月1日から全国一斉に始まり、今年で72回目を迎えることとなりました。本運動には、北海道で活躍するスポーツチームの選手、スタッフや北海道を愛する漫画家の方々からも、北海道の地域福祉活動に貢献したいと、自らが「赤い羽根サポーター」であることを宣言し、様々な協力をいただいております。特にこれからの未来を支える若い世代の方々にも関心を持っていただきながら、共同募金運動を進めてまいります。



「自分のまちをもっと元気にしたい」

「困っている人を助きたい」・ ・

一人ひとりやさしい気持ちが、ひとつひとつのやさしいアクションにつながっています。皆様からのご協力をお待ちしております。

「働き方」が変わります!!

～2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます～

- 1 **時間外労働の上限規制(月45時間、年360時間)が導入されます!**
＜施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～＞
- 2 **年次有給休暇の確実な取得(毎年5日、時季を指定)が必要です!**
＜施行：2019年4月1日～＞
- 3 **正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差(基本給や賞与など)が禁止されます!**
＜施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～＞

※詳細は北海道労働局ホームページをご覧ください。

⇒https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/hourei_seido/_120025.html